

# 鉱害防止事業の実施に関する基本方針 (第6次) の取組状況について

令和 8 年 3 月 25 日  
経済産業省  
産業保安・安全グループ  
鉱山・火薬類監理官付

# 1-1. 第6次基本方針の概要

- 金属鉱業等における鉱害は、他の一般産業と異なり、事業活動の終了後も坑口からの排出水、集積場からの浸透水等の坑廃水に含まれるカドミウムやヒ素といった重金属等が、人の健康被害、農作物被害等の深刻な影響を引き起こすことになるため、閉山後の鉱害防止の措置を計画的かつ確実に実施するために、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「特措法」という。）を制定。
- 特措法4条に基づき、経済産業大臣が当該鉱害防止事業の実施の時期、事業量等を「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）として定めており、昭和48年に策定した第1次基本方針以降、10年ごとに基本方針を策定している。

## 第1～6次基本方針における対象鉱山数の推移

|            |            | 第1次               |                            | 第2次            | 第3次          | 第4次           | 第5次            | 第6次          |
|------------|------------|-------------------|----------------------------|----------------|--------------|---------------|----------------|--------------|
| 期間         |            | 昭和48<br>～<br>57年度 | 昭和53<br>～<br>57年度<br>(見直し) | 昭和58～<br>平成4年度 | 平成5～<br>14年度 | 平成15～<br>24年度 | 平成25～<br>令和4年度 | 令和5～<br>14年度 |
| 鉱害防<br>止工事 | 義務者<br>不存在 | 138<br>鉱山         | 180<br>鉱山                  | 93 鉱山          | 86 鉱山        | 32 鉱山         | 20 鉱山          | 19 鉱山        |
|            | 義務者<br>存在  | 601<br>鉱山         | 255<br>鉱山                  | 39 鉱山          | 30 鉱山        | 19 鉱山         | 28 鉱山          | 32 鉱山        |
| 坑廃水<br>処理  | 義務者<br>不存在 | －                 | －                          | －              | 24 鉱山        | 24 鉱山         | 24 鉱山          | 23 鉱山        |
|            | 義務者<br>存在  | －                 | －                          | －              | 56 鉱山        | 56 鉱山         | 55 鉱山          | 51 鉱山        |

# 1-2 . 鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項

## <①鉱害防止事業全体における新たな取組>

- 鉱害防止事業においても、**カーボンニュートラル等への貢献を新たに検討**すること。

## <②鉱害防止工事残存工事の早期完了>

- 発生源対策を限られた予算で実施するため、「休廃止鉱山における坑廃水の発生源対策ガイダンス」等を活用しつつ、工事の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から優先順位を付けながら**工事を実施し、工事の早期の終了を図る**こと。

## <③坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化>

- 鉱害防止事業を新たな類型に応じて鉱害防止事業を実施することで、**坑廃水処理の早期終了や更なるコスト削減を図る**こと。
- 利水点等管理や**パッシブトリートメントを社会実装する**ため、標準的な事例を設定し坑廃水の環境への影響に関するデータを取得・活用し、これまでに実施した発生源対策や坑廃水処理について評価を行うこと。
- 利水点等管理の適用、坑廃水処理の終了又は処理基準の緩和に当たっては、地域住民に丁寧に説明を行う等、地方公共団体と連携して合意形成を図ること。
- 排水基準等を満たしつつ継続的に坑廃水処理を実施していることを適切に評価するための手法を検討すること。
- 坑廃水処理を継続的に行う必要がある場合には、設備の更新等により、当該処理を安定的に行うとともに、更なる効率化を図ること。

## <④排水基準等の規制強化への対応>

- 坑廃水処理に係る排水基準等の規制が強化された場合には、同法その他の法令又は条例に基づき適切に対応するとともに、暫定的な排水基準等に基づく弾力的な運用について関係者と検討すること。

## <⑤中和殿物の減容化への対応>

- 中和殿物の減容化等の新たな技術開発に取り組むとともに、国、鉱害防止事業を実施すべき者その他の関係者が連携して、**中和殿物の減容化等の処理に係るガイダンスを整備**し、活用すること。

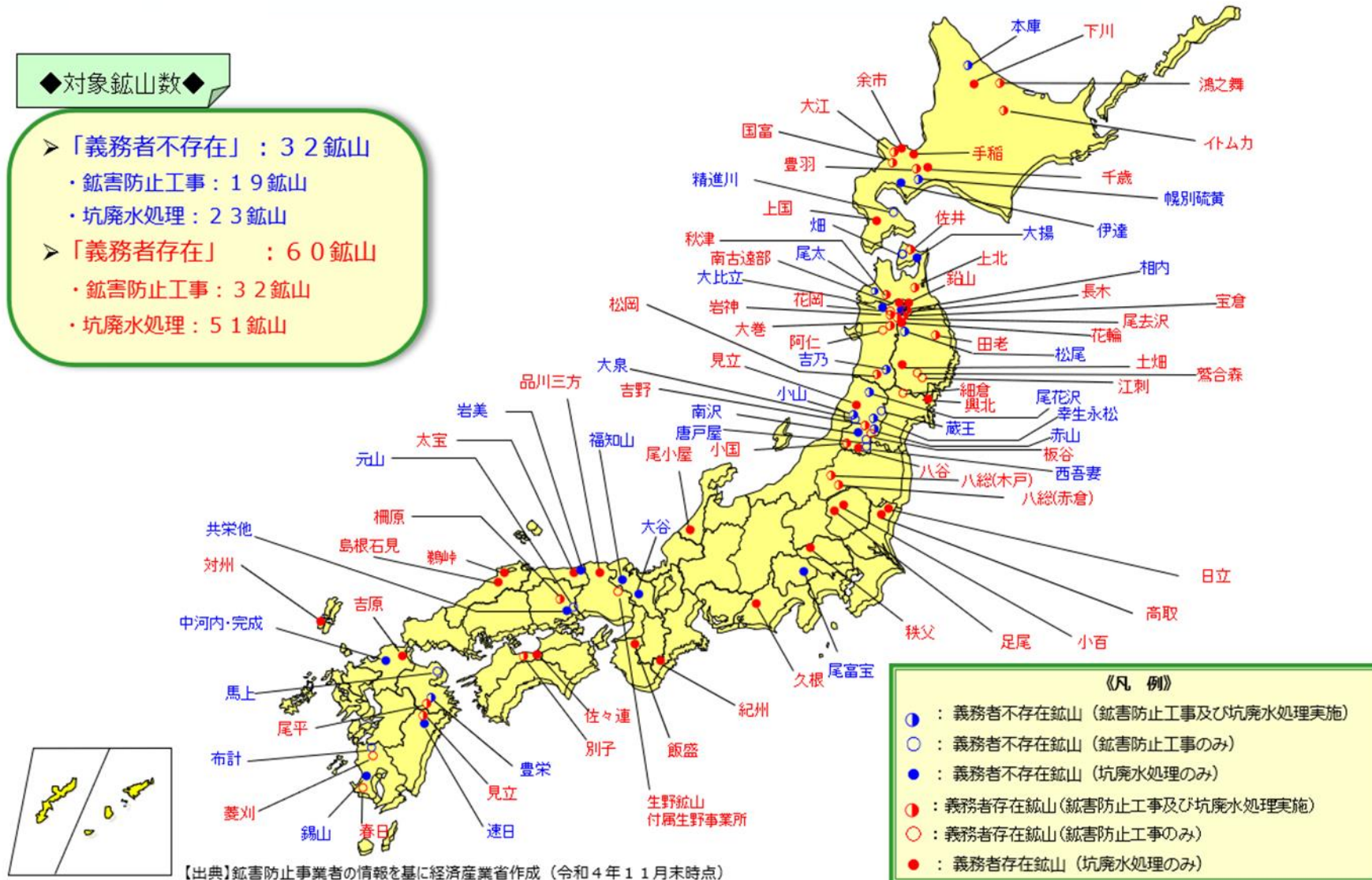
## <⑥災害時のリスク対応強化>

- 集積場に係る安定化対策の早期の終了を図るとともに、利水点等管理の適用や、大雨等により処理前の坑廃水の放流を要する場合を想定して環境への影響の評価を事前に実施する等の対策を検討し、**自然災害へのレジリエンスの強化を図る**こと。

## <⑦坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化>

- 坑廃水処理施設の管理者の不足や高齢化に対応するため、休廃止鉱山坑廃水処理資格認定制度の活用を一層図るとともに、坑廃水処理施設の管理者を育成するため、教育の充実を図ること。
- 坑廃水処理の高度化を推進するため、**IT技術やドローン等の最新機器を活用した自動化運転等を導入し、省力化等を図る**こと。

# <参考 1> 第 6 次基本方針 対象休廃止鉱山の位置



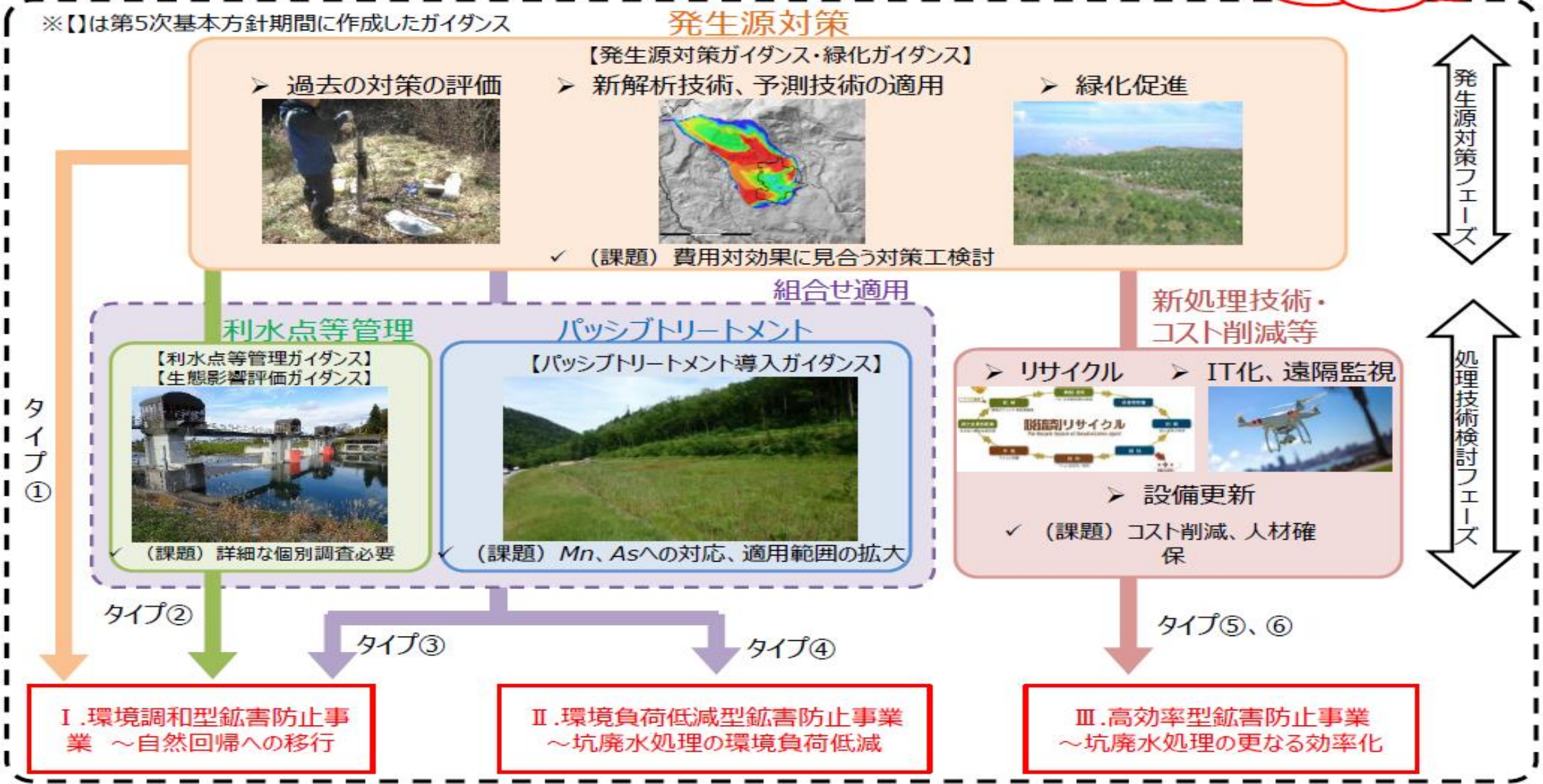
## <参考 2> 第 6 次基本方針における各鉱山の類型区分とその考え方

| 類型                                       | タイプ                                                                       | 基本的考え方                                                                                         |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 環境調和型<br>鉱害防止事業<br>～自然回帰への<br>移行       | ①発生源対策の実施によって鉱害防止事業終結を目指すべき鉱山                                             | 関係者間で合意した目標(仕上がリイメージ)を常に意識し、発生源対策ガイドンスも活用して費用対効果を検証しつつ工事を完工(状況によっては事業の中止/中断を適時に決断)             |
|                                          | ②利水点等管理の適用により、坑廃水処理を終結させ、低環境負荷の鉱害防止事業への移行を目指すべき鉱山                         | 水質管理目標を鉱山下流の利水点等とすることで、利水点等で環境基準等を下回ると見込まれ、ステークホルダーの理解を得られる場合は、将来的に利水点等管理を適用し、坑廃水処理の終結について検討する |
|                                          | ③パッシブトリートメント等の新技術及び利水点等管理の適用により、既存の坑廃水処理を終結させ、低環境負荷の鉱害防止事業への移行を目指すべき鉱山    | パッシブトリートメント等新技術の適用が見込める場合は、追加の発生源対策や利水点管理等との併用も含めて検討し、適切な時期に既存の坑廃水処理終結を目指す                     |
| Ⅱ 環境負荷低減型<br>鉱害防止事業<br>～坑廃水処理の<br>環境負荷低減 | ④パッシブトリートメント等の新技術及び利水点等管理の適用(一部適用)によって、既存の坑廃水処理の負荷を低減させ、坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山 | 利水点等管理あるいはパッシブトリートメントの一部適用により、既存の坑廃水処理を縮小することが見込める場合は、ステークホルダーとの合意形成を開始し、コスト低減を目指す             |
| Ⅲ 高効率型<br>鉱害防止事業<br>～坑廃水処理の<br>更なる効率化    | ⑤設備のIT化やドローンを活用した遠隔監視技術や、リサイクル等の新技術の適用によって坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山               | 最新のIT技術等を活用した省人化・省力化等のコスト低減策を積極的に検討するとともに、中和殿物の再資源化等の新技術適用も検討し、コスト低減を目指す                       |
|                                          | ⑥設備更新により省エネを促進し、坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山                                         | 原水の量や水質から永続的に処理が必要な鉱山については、老朽施設の更新等の時期を失することなく行い、処理コストの極小化を完了                                  |

# <参考3> 第6次基本方針における各鉱山の類型区分イメージ

◆新エネ・再エネ導入による二酸化炭素排出量削減  
◆鉱山跡地の緑化促進による炭素固定 …etc

⇒ CN実現 ⇒ **付加価値向上!**



## 2-1. 鉱害防止事業全体における新たな取組(カーボンニュートラル関連)

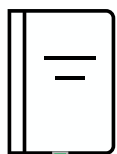
### 緑化対策等に関するガイダンスの事例集の策定・公表

- 鉱害防止事業においても、カーボンニュートラル等への貢献を新たに検討するため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）への委託事業にて、2006年に実播工を行った鉱山において植生の成立要因を明らかにすることを目的に、①現在の植生や土壌状況を把握、②定着している植物の状況を調査。その結果を用いて「休廃止鉱山の新たな緑化対策等に関するガイダンス」の別冊事例集としてとりまとめ（令和8年3月に経産省ホームページで公表。）。

(ポイント)

- －緑化植物（ヨモギ等）から自生植物（ススキ、ヨシ、赤松）への植生遷移及び緑化植物の定着を確認。
- －当該鉱山の覆土厚は50cmと樹木根の発達に十分な厚さ。
- －夏の日の蒸散量及び植物の含水量から、植物の定着により蒸散量・保水量が増加し、坑廃水量の低減に寄与の可能性。
- －緑化に際し、草本の定着か樹木の定着を目指すのかに応じ、覆土方法・覆土厚を検討する必要がある。

#### <過去の調査報告書>



昭和58年

【捨石・鉱さい堆積場緑化の手引き】（金属鉱業事業団編）

・緑化の手順や工法をとりまとめた。

令和3年度

【休廃止鉱山の新たな緑化対策等に関するガイダンス】

・高濃度の有害金属への耐性植物、自生植物を利用した植物の導入について整理。国内外で金属を含有する土壌等に自生する金属蓄積植物に関するデータをまとめた。

令和4年度～令和6年度

【休廃止鉱山の新たな緑化対策等に関するガイダンス（別冊）事例集【集積場の緑化工事】】**New!**

・集積場の緑化工事の記録がある実際の国内休廃止鉱山での事例を調査。  
・カーボンニュートラルを促進する評価手法等も盛り込んだ。

#### < 2006年度に実播工を実施した記録がある集積場の写真 >



1985年4月当時の様子



2008年6月当時の様子



2024年の様子

#### <海外の状況>

フィリピン政府が鉱山の緑化を法律で義務化、アメリカ・チリ・カナダ・オーストラリアなどでは鉱山開設時の許認可取得時に環境保全を念頭においた緑化は必須、など、温室効果ガスの削減や生物多様性を意識した緑化に対する対応が進んでいる。

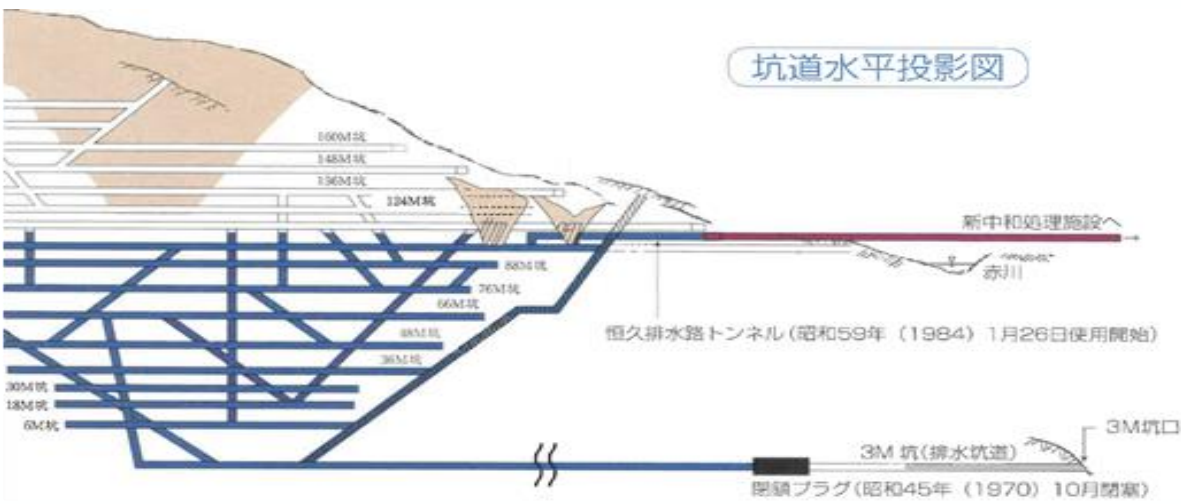
# 2-2. 鉱害防止工事の早期完了等

## 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金による義務者不存在鉱山への支援

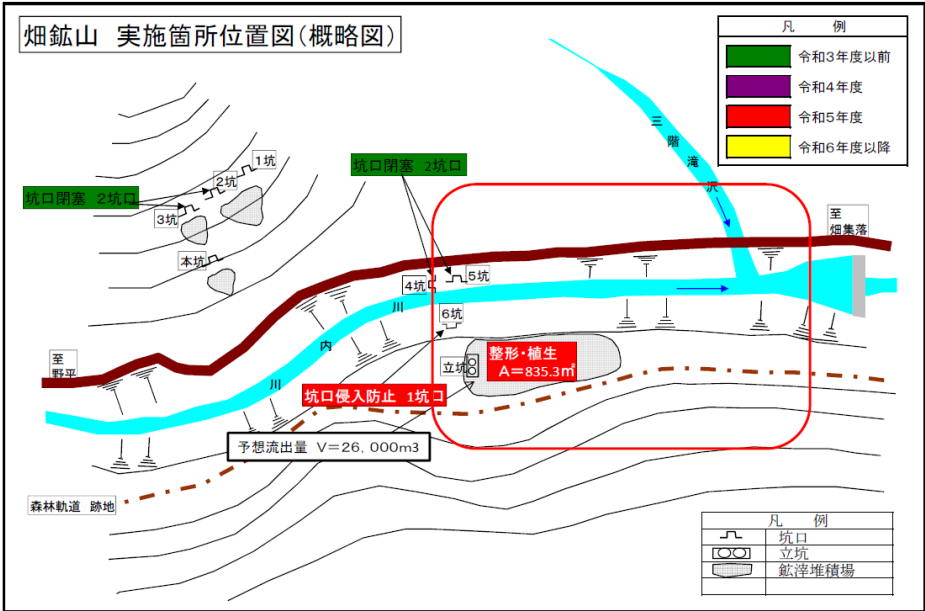
- 令和7年度は、義務者不存在26鉱山及び義務者存在48鉱山に対し、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を計35.7億円措置。
- 具体的には、当該補助金を活用し、鉱山から発生する坑廃水処理するための施設の運営管理、集積場の耐震補強等の鉱害防止工事を実施した。

|                  | 令和7年度当初予算（一般） | 令和6年度補正予算（一般） | 令和7年度当初予算（特会） |
|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 | 21.6億円        | 12.0億円        | 2.1億円         |

- これまで、第6次基本方針の対象となっている義務者不存在鉱山19中、2鉱山で鉱害防止工事を完了



松尾鉱山の3 m坑埋め戻し工事（令和6年度終了）



煙鉱山の集積場緑化及び坑口閉塞工事（令和5年度終了）

# 2-3. 坑廃水処理のコスト削減の加速化及び省力化・省人化

## パッシブトリートメントの導入ガイダンスの改訂（3事例追加）、及び、「（別冊）導入・試験事例集」の改定

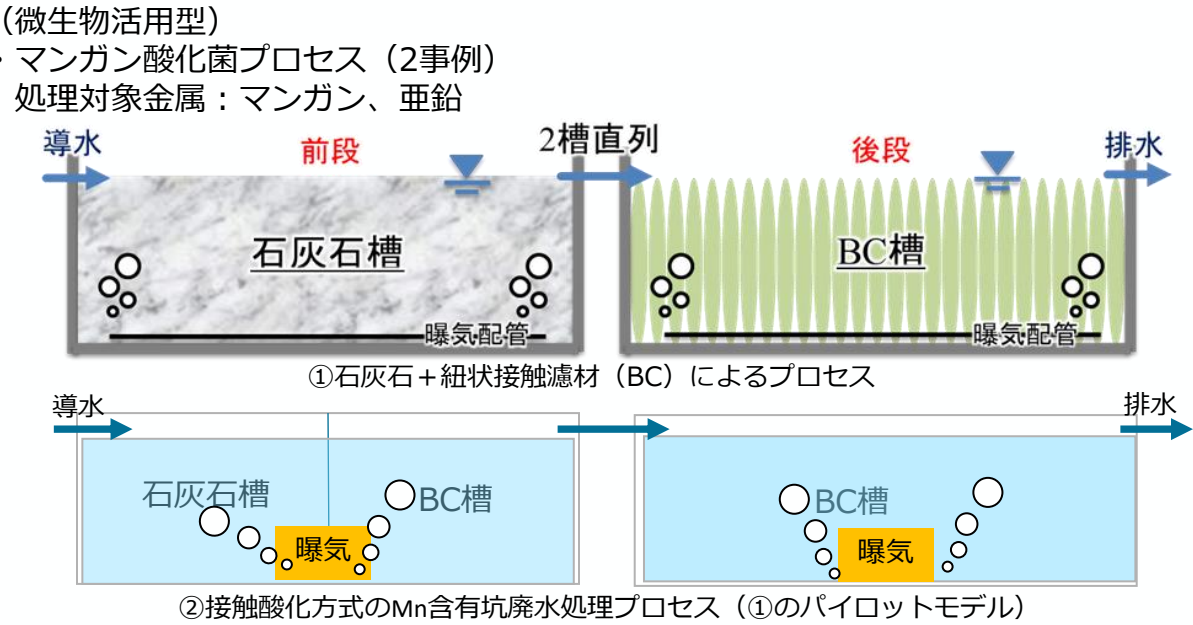
- 令和3年度に公表した、パッシブトリートメント（PT）の導入を行うために考慮すべき事項や手順をまとめた解説書「休廃止鉱山における自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）の導入ガイダンス」について、微生物活用型の事例を2事例、人工湿地型の事例を1事例、計3事例を追加（令和8年3月に経産省ホームページで公表。）。

### PT導入ガイダンス及び事例集の概要

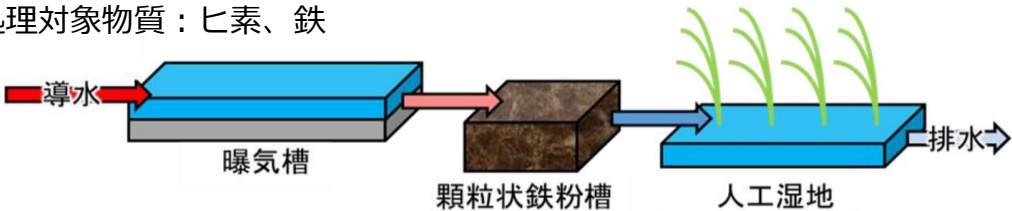
| 本編 |                                                                        | 導入・試験事例集                                                                            |                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 目的 | PTの詳細を解説するとともに、国内の坑廃水処理への導入を推進する                                       | 目的                                                                                  | PTの各プロセスについて、実際の導入事例を紹介する                                      |
| 特徴 | PTにはどのようなタイプがあり、それぞれどのような特徴をもつのかを解説する。<br>また、実際の導入検討にあたり手順や留意する点を解説する。 | 特徴                                                                                  | それぞれの休廃止鉱山固有の状況にあわせて各プロセスがどのように導入あるいは試験実施されたのか、事例としてタイプごとに掲載する |
| 1章 | はじめに                                                                   | ●微生物活用型                                                                             | 6事例                                                            |
| 2章 | PTの概要                                                                  | ●人工湿地型                                                                              | 7事例                                                            |
| 3章 | PT適用に向けた現状把握                                                           | ●その他の型                                                                              | 2事例                                                            |
| 4章 | PTに向けた事前調査                                                             |  |                                                                |
| 5章 | コストに関する検討                                                              |                                                                                     |                                                                |
| 6章 | PTの実導入                                                                 |                                                                                     |                                                                |
| 7章 | おわりに                                                                   |                                                                                     |                                                                |
| 8章 | 引用文献                                                                   |                                                                                     |                                                                |

図15 PTの国内導入事例（人工湿地型）

### 令和7年度に追加した事例



- (人工湿地型)
- 曝気槽＋顆粒状鉄粉層＋人工湿地  
処理対象物質：ヒ素、鉄



# 2-4-1. 坑廃水処理のコスト削減の加速化及び省力化・省人化

## パッシブトリートメント(PT)実証事業の開始

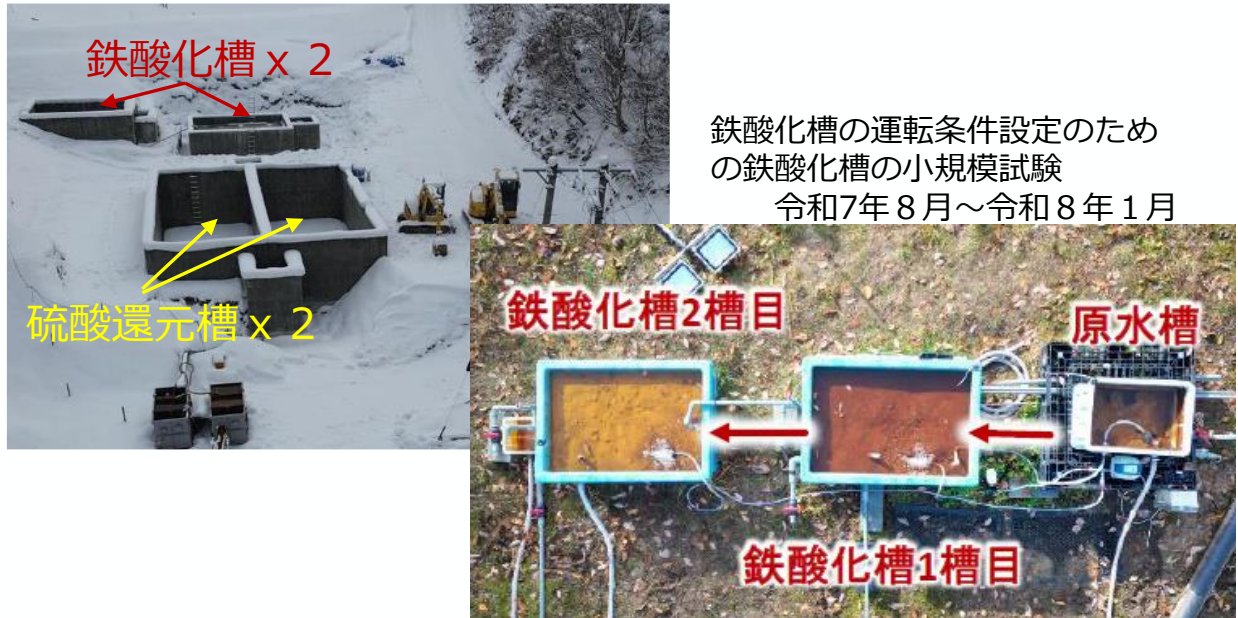
令和7年度から、休廃止鉱山の坑廃水処理に微生物等を利用する自然回帰型浄化システム「パッシブトリートメント（PT）」の実用化に向けて、高度化技術導入実証事業を開始。（実施者はJOGMEC）

- ① 平時の坑廃水の全量をPTで処理する実証プラント（増水時は通常の坑廃水処理との併用あり）を整備し、運転条件や省エネ・コスト低減効果等のデータを取得する実証事業を開始。
- ② 坑廃水の量、重金属の種類・濃度、pHに応じて、最適な微生物等の選定・組合せ及びその運転方法を確認するべく、3つの鉱山で実証試験を計画（現在2カ所は選定済み）。
- ③ 今回の実証成果の他鉱山への適用を目的に、PT導入による水質予測モデルの研究も実施中。令和7年度は鉄酸化細菌による鉄処理モデルの研究を実施。

休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化技術導入実証事業計画の概要

| PTの導入実証に係る調査研究                                                                | R7Fy     | R8Fy   | R9Fy     | R10Fy  | R11Fy |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|----------|--------|-------|
| ①A鉱山<br>・坑廃水：酸性で鉄や亜鉛を含む<br>・方式：鉄酸化細菌＋硫酸還元菌<br>・目標：平時の全量PT処理<br>（増水時はハイブリッド処理） | 設備<br>工事 | 導入実証試験 |          |        |       |
| ②B鉱山<br>・坑廃水：酸性で高濃度の亜鉛、鉛を含む<br>・方式：高アルカリ材の活用<br>・目標：全量PT処理と逆中和設備とのハイブリッド処理    | 設備<br>工事 | 導入実証試験 |          |        |       |
| ③調整中<br>・坑廃水：鉄濃度が高い<br>・方式：鉄酸化細菌の活用<br>・目標：全量PT処理                             |          |        | 設備<br>工事 | 導入実証試験 |       |

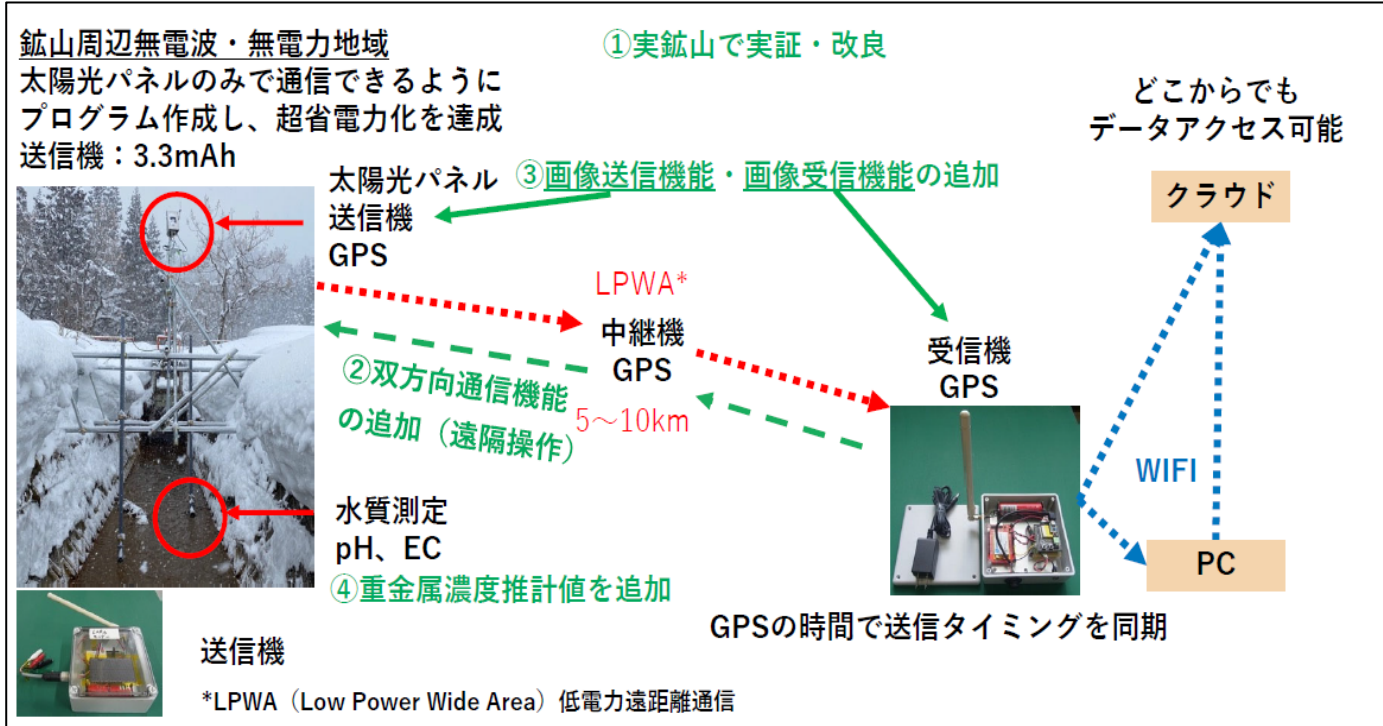
A鉱山のPT実証設備の設置状況 令和8年2月



# 2-4-2. 坑廃水処理のコスト削減の加速化及び省力化・省人化

## 遠隔監視、操作技術の開発・実証事業の開始

- 令和4年度から6年度にかけて、電気・通信手段がない鉱山での水量、pH、電気伝導度（EC）の遠隔監視技術を開発。  
令和7年度からは、休廃止鉱山での遠隔監視技術の普及に必要な以下の技術の開発・実証・改良を実施。（実施者はAIST）
- ①遠隔監視技術：令和4年度から6年度にかけて開発した遠隔監視技術の実鉱山における実証及び改良。
  - ②遠隔操作技術：①の遠隔監視技術に双方向通信機能を付加し遠隔操作を可能とする技術を開発。実鉱山での実証と改良。
  - ③画像送信技術：①の遠隔監視技術に静止画像を送信する機能を付加する技術の開発。実鉱山での実証と改良。
  - ④重金属濃度の遠隔監視技術：坑廃水中の重金属濃度の推計技術を開発。①の遠隔監視技術による重金属濃度の遠隔監視技術の実証及び改良。



| 項目                         | 令和7年度 | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------|-------|------------|-------|--------|--------|
| 1. 遠隔監視技術<br>(無電源・無電波地域対応) |       | 実鉱山での実証・改良 |       |        |        |
| 2. 遠隔操作技術                  | 技術開発  | 実鉱山での実証・改良 |       |        |        |
| 3. 画像送信技術                  | 技術開発  | 実鉱山での実証・改良 |       |        |        |
| 4. 重金属濃度の遠隔把握技術            | 技術開発  | 実鉱山での実証・改良 |       |        |        |

## 2-5. 中和殿物減容化への対応

### 中和殿物の有効利用に関する課題を整理

- 坑廃水処理の工程で発生する中和殿物については、その処理費の負担と殿物集積場の用地確保が課題となっている。
- 令和6年度のJOGMECへの委託事業において、中和殿物の有効利用の事例等を収集・整理し、「**中和殿物の有効利用に関するガイドンス**」をとりまとめ（令和8年3月に経産省ホームページで公表。）。

#### 中和殿物の有効活用に関するガイドンスの概要

- 外部（メーカー等）による利用

鉄系殿物であって、ヒ素、カドミウム、銅、鉛、亜鉛などの重金属を含まないものについては、硫化水素吸収剤の原料として利用可能な場合あり。

- 自鉱山による利用

土壤汚染対策法等の基準を満足し、利用用途が明確であれば自鉱山で使用する充填剤等として利用できる可能性あり。ただし、統一的な指針はなく、行政機関との個別相談が必要。

- その他の有効利用

金属回収については中和殿物の含有金属量が少なく、採算性、処理工程の複雑さ等の理由で実用化は困難。

鉄系殿物に関しては、加工して鉄系沈殿材として販売している事例あり。

現在、手法開発中のマンガ含有坑廃水の生物処理技術（PT）により生成したマンガ酸化殿物について、研究段階ではあるが、ヒ素吸着性能が確認されており、有効利用の可能性が示されている。

#### 中和殿物有効利用の事例

本調査に協力していただいた鉱山（義務者不存在・県が坑廃水処理を実施）で、令和7年4月に脱硫剤メーカーと殿物の有価売買契約を締結。令和7年6月から殿物運搬開始。

これにより、年間約1300万円の殿物の産廃処理費を削減。

#### 中和殿物有効利用の事例



坑廃水の処理工程で発生する「中和殿物」



製造直後の脱硫化水素剤

## 2-6. 災害時のリスク対応強化

### 坑廃水処理施設等の災害対応能力向上のための支援及び業界団体の取組

#### ・ 休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助金（補助率：大企業 1 / 4，中小企業 1 / 3）

自然災害により、電力供給や道路寸断により薬剤等の供給が途絶えても、坑廃水処理が継続できる設備（非常用発電機、燃料タンク、薬剤タンク等の増強等）の設置を促進するため、令和元年度以降補正予算を確保し、「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助金」により支援を実施。

令和 7 年度補正から、近年頻発・激甚化している豪雨時でも、通常どおりに坑廃水処理ができることを確保するために必要となる設備の設置も支援対象であることを明確化。

#### 採択事例（令和 7 年度補正）

- ・ 停電時に非常用発電機の燃料を使い果たした後、既存の貯水ピットからの溢流を防止するための貯水ピットの増設と増設した貯水ピットからの溢流を防止するための緊急放水路の設置（中和剤の投入方法等、基準値を維持して放水できるように運用マニュアルも作成）。
- ・ 豪雨等により集水量が導水量を超過した際、溢流による無処理放流を防止するため、近傍に苛性ソーダによる緊急中和設備の設置等

#### ・ 業界団体におけるレジリエンス強化に向けた取組

業界独自の取組として、日本鉱業協会では、坑廃水処理を必要とする休廃止金属鉱山等のレジリエンス強化のため、会員事業者が管理する休廃止鉱山（53 鉱山）毎にアクションプラン（鉱山毎の復旧対策・手順の計画策定、設備・資材等の確保等）を策定し、災害時に備えた体制強化に係る取組を実施中。